

長岡市青年就農給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市は、青年の新規就農者及び経営継承者（以下、「青年就農者」と総称する。）の増加及び就農後の定着を図るため、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成26年3月28日付け25経営第3715号）に基づき、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、予算の範囲内で長岡市青年就農給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 独立又は自営による就農時の年齢が原則として45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立又は自営による就農であること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化しているときは、ア及びイ中の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人の所有及び」と、ウ及びエ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者が経営する法人」とする。
 - ア 農地の所有権又は利用権を有していること。ただし、親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）から貸借した農地が利用権の主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。
 - イ 主要な農業機械及び農業施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 交付対象者の名義で生産物、生産資材等の出荷又は取引をすること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 農業経営の全部又は一部を継承する場合（一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合を除く。）は、当該継承をする農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ、給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化その他の経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市長が認めること。
- (4) 第4条の青年等就農計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに、農業（農業生産のほか農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等の関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 当該計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成26年4月1日付け25経営3956号農林水産事務次官依命通知）別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものを含んだものをいう。以下同じ。）

において中心となる経営体として位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる者又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する者をいう。）から農地を借り受けている者（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という）。

(6) 原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱別記2に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等ではないこと。

(7) 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること。

(8) 平成21年4月以後に農業経営を開始した者であること。

（給付金の額及び交付期間）

第3条 給付金の額は、1人当たり1年につき150万円を上限とし、交付期間は、5年を上限とする。この場合において、平成25年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分までを交付対象期間とする。

2 夫婦で農業経営を開始し、次の全ての要件を満たすときは、前項の規定にかかわらず、当該夫婦に対し、合わせて1年につき225万円を上限として給付金を交付する。

(1) 家族経営協定を締結しており、当該夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(2) 主要な経営資産を当該夫婦で共に所有していること。

(3) 当該夫婦が共に人・農地プランに位置づけられた者等とあること。

3 複数の青年就農者が農業法人を設立して共同経営をする場合は、当該青年就農者及び当該農業法人のそれぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限り、当該青年就農者にそれぞれ1年につき150万円を限度として給付金を交付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が農業法人を経営する場合は、給付金を交付しない。

（青年等就農計画の承認申請）

第4条 給付金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画（別記第2号様式）に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

（青年等就農計画の承認等）

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、当該青年等就農計画の承認の可否を決定したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たっては、新潟県等の関係機関を含めた面接等の実施により行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができる。

（青年等就農計画の変更申請）

第6条 第4条の規定は、前条第1項の承認を受けた者が青年等就農計画の変更（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更を除く。）をする場合について準用する。

（青年等就農計画の変更の承認等）

第7条 第5条の規定は、前条の青年等就農計画の変更の申請があつた場合について準用する。

(交付の申請)

第8条 第5条第1項の承認を受けた者は、給付金の交付を受けようとするときは、長岡市青年就農給付金交付申請書兼実績報告書(別記第3号様式)に別に定める書類を添えて、同項の規定による承認の通知に記載された期日までに、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請(以下「交付の申請」という。)は、半年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請に係る給付金の対象期間の最初の日から1年以内に行わなければならない。

(変更交付申請)

第9条 前条の規定は、交付の申請を行った者が第6条の青年等就農計画の変更に伴い、交付申請の内容に変更が生じる場合について準用する。

(給付金の交付)

第10条 市長は、交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該交付の申請をした者にその旨を通知し、給付金を交付する。

2 給付金の交付は、半年ごとに行うことを基本とする。

(就農状況の報告等)

第11条 給付金の交付を受けた者(以下「給付金受給者」という。)は、給付金の交付期間内及び交付期間終了後3年の間、毎年7月末日及び1月末日までにその直前の6箇月の就農状況について、就農状況報告書(別記第4号様式)に別に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 給付金受給者は、給付金の交付期間内及び交付期間終了後3年の間に転居し、又は電話番号等を変更したときは、当該転居又は変更後1箇月以内に住所等変更届(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(就農状況の確認)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、新潟県長岡農業普及指導センター等の関係機関と協力し、給付金受給者が給付金の交付期間において青年等就農計画に即して計画的な就農ができているかどうかの状況を確認し、必要があると認めるときは、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする。

2 前項の規定による確認は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 給付金受給者への面談による青年等就農計画の達成に向けた取組状況の確認

(2) ほ場に係る次に掲げるの確認

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないこと。

イ 農作物を適切に生産していること。

(3) 次に掲げる書類の確認

ア 作業日誌

イ 帳簿

(受給の中止)

第13条 給付金受給者は、給付金の受給を中止する場合は、速やかに市長へ中止届(別記第6号様式)を提出しなければならない。

(農業経営の休止等)

第14条 給付金受給者は、病気等のやむを得ない理由により農業経営を休止するときは、速やかに市長に休止届（別記第7号様式）を提出しなければならない。

2 前項の休止届を提出した給付金受給者が農業経営を再開するときは、当該再開をする日までに経営再開届（別記第8号様式）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められたときは、給付金の交付を再開するものとする。

（交付の停止）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の交付を停止する。

(1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 農業経営を中止したとき。

(3) 農業経営を休止したとき。

(4) 第11条第1項の就農状況報告を行わなかったとき。

(5) 第12条に規定する就農の実施状況の確認等により、次のいずれかに該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき。

ア 青年等就農計画の達成に必要な経営資産を縮小したとき。

イ 耕作すべき農地を遊休化したとき。

ウ 農作物を適切に生産していないとき。

エ 農業生産等の従事日数等が年間150日未満で、かつ、年間1200時間未満であるとき。

オ 第12条の規定により市長から改善の指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わないとき。

カ アからオまでに掲げるときのほか、市長が適切な農業経営を行っていないと認められたとき。

(6) 給付対象者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限るものとし、給付金による収入を除く。）が250万円以上であった場合。ただし、その後、総所得が250万円を下回った場合は、当該下回った年の翌年度から交付を再開することができる。

（給付金の返還）

第16条 交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付対象者は、当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、第1号に該当する場合であって、次条の規定による申請により病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 前条第1号から第5号までのいずれかに該当した時点が既に交付された給付金の対象期間中である場合 残りの対象期間の月数分（前条第1号から第5号までのいずれかに該当した月分を含む。）の給付金の額

(2) 虚偽の申請等を行った場合 給付金の全額

(3) 第2条第2号アのただし書による給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合 給付金の全額

（返還免除）

第17条 給付金受給者は、病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、給付金の返還の免

除を受けようとするときは返還免除申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の返還免除申請書の申請内容が妥当と認めるときは、給付金の返還を免除することができる。

（給付対象者情報の共有）

第18条 国において、給付対象者のフォローアップのための給付金の給付情報を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有するため、市長は新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱別表1（1）別記1第3の1に規定された事業実施主体が作成し、運営する給付情報等に関するデータベースに、給付情報等を登録するものとする。

- 2 市長は本事業に関わる関係機関と受給者の情報を共有し、当該情報を給付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となるまでの間のより丁寧なフォローアップに活用するとともに、給付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする
- 3 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報等については、別に定めるところにより適切に取り扱うものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成24年度の給付金の交付から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長岡市青年就農給付金交付要綱（別記第1号様式を除く。）の規定は、平成25年2月26日以後に行われた経営開始計画の申請に係る長岡市青年就農給付金から適用し、同日前に行われた経営開始計画の申請に係る長岡市青年就農給付金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長岡市青年就農給付金交付要綱の規定（第2条第8号及び第18条を除く。）は、平成26年2月6日以後に行われた経営開始計画の申請に係る長岡市青年就農給付金から適用し、同日前に行われた経営開始計画の申請に係る長岡市青年就農給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長岡市青年就農給付金交付要綱の規定は、平成26年9月12日から適用し、同日前に行われた改正前の長岡市青年就農給付金交付要綱の規定による経営開始計画の申請に係る長岡市青年就農給付金については、なお従前の例による。

第1号様式（第2条関係）

確 約 書

平成 年 月 日

長岡市長 様

[申請者] 住 所：
氏 名： 印
(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、下記親族から貸借した農地について、長岡市青年就農給付金交付要綱の規定に基づき、年 月 日までに当該農地の所有権を自らに移転することを確約します。

なお、期日までに当該農地の所有権が移転できなかった場合、同要綱の規定により、当該給付金を全額返還いたします。

(農地の譲渡者)

氏 名		本人との続柄	
住 所			

(農地の情報)

所 在 地	
面 積	

(添付書類)

当該農地の位置が分かる地図

青年等就農計画

年 月 日

長岡市長 殿

申請者住所

氏名<名称・代表者> (印)

年 月 日生 (歳)

<法人設立年月日 年 月 日設立>

長岡市青年就農給付金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり青年等就農計画の承認を申請します。

なお、第18条の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る給付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

青 年 等 就 農 計 画								
就農地				農業経営開始日	年 月 日			
就農形態 (該当する形態に レ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に 新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 （ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月）							
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)								
将来の農業 経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)							
				現状	目標 (年)			
	年間農業所得			千円	千円			
	年間労働時間			時間	時間			
農業 経営 の規 模に 関す る 目 標	作目・部門名	現状			目標 (年)			
		作付面積 飼養頭数	生産量		作付面積 飼養頭数	生産量		
	経営面積合計							
	区分	地目	所在地 (市町村名)		現状		目標 (年)	
	所有地							
	借入地							
	特定作業 受託	作目	作業	現状		目標 (年)		
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	

作業受託	作目	作業	現状	目標（ 年）			
	単純計						
	換算後						
農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状	目標（ 年）			
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数					
		現状			目標（ 年）		
経営管理に関する目標							
農業従事の態様等に関する目標							
目標を達成するために必要な措置	事業内容（施設の設置・機械の購入等）	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等		
			年 月	千円			
農業経営の構成	氏名 （法人経営にあっては役員 の氏名）	年齢	代表者との続柄 （法人経営にあっては役職）	現状		見通し	
				担当業務	年間農業従事日数 （日）	担当業務	年間農業従事日数 （日）
		（代表者）					
雇用者	常時雇（年間）	実人数	現状	人	見通し	人	
	臨時雇（年間）	実人数	現状	人	見通し	人	
		延べ人数	現状	人	見通し	人	

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	

在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 技術・知識の習得状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	研修等期間	年 月 ～ 年 月	
	研修内容等		
	活用した補助金等		

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 他市町村の認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

○その他確認事項

1 メールアドレス

2 農業を始めようと思った理由

3 「人・農地プラン」への位置付け

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
----------	--	------------------------------------	-------------------------------------

4 交付期間

5 過去の研修等の経験（青年就農支援事業「準備型給付金」の給付期間）

6 その他給付金および一農ネット加入について

生活費の確保を目的とした国及び県の他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない

第3号様式（第8条関係）

長岡市青年就農給付金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

長岡市長 様

氏 名 (印)

長岡市青年就農給付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり長岡市青年就農給付金の交付を申請します。

記

交付対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
今回申請する給付金の対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付申請額	万円
生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない

給付金の振込口座

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所		出張所			
	金融機関コード							
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号					
	ゆうちょ銀行	記号	(当座)番号					
口座名義人	(ふりがな)氏名							

第4号様式（第11条関係）

就農状況報告書

（経営開始 年目 受給開始 年目 前半・後半（ 月 ～ 月分）

年 月 日

長岡市長 様

氏 名

㊟

長岡市青年就農給付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 営農実績報告書

作物・部門名	作付面積（a）・飼養頭数等		
合 計			

家族 労働力	氏名	年齢・続柄等	年間農業従事日数

雇用労働力 (人/日)

2 経営規模の報告

経営耕地	区分	面積（a）	
	所有地		
	借入地		

作業受託	作目	作業内容	実績

3 前年の所得（7月の報告時のみ記入）

	万円
--	----

4 計画達成に向けた今後の課題

--

第5号様式（第11条関係）

住所等変更届

年 月 日

長岡市長 様

氏 名

⑩

長岡市青年就農給付金交付要綱第11条の規定に基づき、住所変更届を提出します。

変更前	住所 電話番号
変更後	住所 電話番号

第6号様式（第13条関係）

中止届

年 月 日

長岡市長 様

氏 名

⑩

青年就農給付金の受給を中止したいので、長岡市青年就農給付金交付要綱第13条の規定に基づき、中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

第7号様式（第14条関係）

休止届

年 月 日

長岡市長 様

氏 名

⑩

農業経営を休止しますので、長岡市青年就農給付金交付要綱第14条の規定に基づき、休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止理由及び再開の見込み	

第8号様式（第14条関係）

経営再開届

年 月 日

長岡市長 様

氏 名

⑩

農業経営を再開しますので、長岡市青年就農給付金交付要綱第14条の規定に基づき、経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日から	年 月 日まで
経営再開日	年 月 日	
交付残期間	年 月 日から	年 月 日まで

第9号様式（第17条関係）

返還免除申請書

年 月 日

長岡市長 様

氏 名

⑩

長岡市青年就農給付金交付要綱第17条の規定に基づき、返還免除申請書を提出します。

返還免除を申請する理由	
-------------	--